

令和8年2月27日 14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

(株)JCクレッセント

期間:令和8年2月27日から令和8年5月26日まで(3ヵ月)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

(株)JCクレッセントが、見積決定後に契約を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契約課長 やなぎはら ひろあき 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ たかし 早川 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 かとう ひであき 加藤 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武田 知美 (内線 6313)

令和8年2月27日
近畿地方整備局

株式会社JCクレッセントに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

琵琶湖河川事務所発注の「電動シュレッダー1台外18点購入」において、見積合わせ実施後、株式会社JCクレッセントから誤った金額を記載した見積書を提出したため、契約を辞退したい旨の申出があった。その後、令和8年1月30日付けで辞退届が提出され、契約締結を辞退したものである。

2. 指名停止措置理由

株式会社JCクレッセントが見積決定後に契約を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社JCクレッセント

兵庫県神戸市西区竹の台6丁目5番地2-507号

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和8年2月27日から令和8年5月26日まで(3ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。